

平成20年6月作成

檀原市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 平成19年4月1日現在の技能労務職員数の状況

職種	人数	平均給与月額 (円)	平均年齢 (歳)
清掃職員	80	358,700	38.4
給食調理員、土木作業員	38	281,400	37.4
学校用務員	4	391,500	47.0
合計	122	335,700	38.5

※ 平均給与月額、平均年齢は平成19年度 地方公務員給与実態調査において報告・公表している数値です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものです。

(2) (1) に対する民間従業員の状況

対応する民間の類似職種	平均給与月額 (円)	平均年齢 (歳)
廃棄物処理従業員	299,800	43.3
学校給食員	300,100	39.8
用務員	227,200	53.9
道路維持補修員	266,200	46.1

注1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(H16からH18までの3ヵ年平均)

注2 技能労務職の職種と民間の職種等に比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 給与に関する状況

給料表は、行政職 (I) を適用し、1級から7級までとなっています。

級別職員数の状況

職種	1, 2級	3級	4級	5級	6級	計
清掃	20	35	13	8	4	80
給食調理員	19	9	1	7		36
学校用務員	1		2	1		4
土木作業員	1	1				2
合計	41	45	16	16	4	122

手当は一般職と同じです。詳細については、檀原市ホームページ 一般行政 給与・定員管理の状況 職員手当の状況を参照してください。

昇給は毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じた昇給を実施しています。

基本的な考え方・取組み内容

2 基本的な考え方

(1) 給与

平成18年4月から給与構造改革により、職員の給与水準を国と同様に引き下げるとともに、平成23年1月までに給料表構造を級制へと見直し職務給の明確化を図ります。それに伴い、本市の技能労務職員に対しては、同職種の国家公務員に対する国の給与制度や民間類似職種の給与水準（支給額や年齢等）などを踏まえ、より一層の適正化を図ってまいります。

また、特殊勤務手当のうち特殊現場作業手当については、制度の趣旨を踏まえ早期の見直しを行ってまいります。

(2) 定員管理

技能労務職員の新規採用については退職不補充とし、民間に代替機能のある業務については民間委託を推進してまいります。

3 具体的な取組内容

(1) 給与

本市においては給与構造改革と共に目標管理型勤務評定の導入を進めており、平成23年1月までに職務の級を見直し、昇格・昇給に反映する予定であり、3級から7級までについては、それぞれ昇級・昇格試験を設定しており、技能労務職員についても同様の制度としており、能力と勤務成績に応じた給与制度を構築してまいります。

(2) 定員管理

平成10年度以降、平成20年度まで定員適正化計画等を経て125名の職員を削減してきました。このうち技能労務職員については、給食調理員を除き平成14年度から退職不補充としており、給食調理員についても平成15年度の学校給食業務の一部民間委託を契機として退職不補充としている。また、平成18年度からは清掃業務の一部民間委託を行っており、これからも民間委託できる業務については検討を重ねてまいります。

4 その他

学校給食業務の民間委託については、これからも一定のルールの下、推進してまいります。また、清掃業務については、一般廃棄物処理等の合理化事業計画を見据えながら、可能な分野から民間委託を推進してまいります。